

子 政 第 5 6 0 号
令和 3 年 4 月 2 3 日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づく
放課後児童クラブへの協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づき 2 月 1 3 日から 4 月 3 0 日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、4 月 2 5 日から東京都、京都府、大阪府、兵庫県が緊急事態措置の対象区域、愛媛県がまん延防止等重点措置の対象区域とされることとなりました。

加えて、本県においても感染力の強い変異株の拡大に対して最大限の警戒が必要な情勢を踏まえ、協力要請期間を 7 月 3 1 日まで延長することとし、4 月 2 3 日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴職所管の放課後児童クラブにおかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。